

法令遵守体制を確保するための社内規程

店舗販売業「 」

当社内規程 履歴の表示	
年 月 日	履 歴 (作成・改定) 内 容
令和 年 月 日	当社内規程 作成

会社の所在地

会 社 名

店舗の所在地

店 舗 名

当社内規程に用いた主な略称について：(Ⅰ)《6/25 ガイドライン》：『薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン』《厚生発 0625 第 13 号/令和 3 年 6 月 25 日通知別添ガイドライン》の略称。(Ⅱ)《法（若しくは、医薬品医療機器等法と表記）》及び《規則》：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び同法施行規則の略称。

法令遵守体制を確保するための社内規程

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、店舗販売業者である当社において、役職員が遵守すべき規範を定めることにより、その業務が法令を遵守して適正に行われることを確保することを目的とする。《法 § 29 の 3①二、規則 § 147 の 11 の 2①ニイ》

【参照法令】

(店舗販売業者の法令遵守体制)

法 § 29 の 3 店舗販売業者は、店舗の管理に関する業務その他の店舗販売業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 店舗の管理に関する業務について、店舗管理者が有する権限を明らかにすること。
- 二 店舗の管理に関する業務その他の店舗販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該店舗販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務の監督に係る体制その他の店舗販売業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。

(店舗販売業者の法令遵守体制)

規則 § 147 条の 11 の 2 店舗販売業者は、次に掲げるところにより、法第 29 条の 3 第 1 項各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる店舗管理者の権限を明らかにすること。
 - イ 店舗に勤務する薬剤師、登録販売者その他の従業者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ロ イに掲げるもののほか、店舗の管理に関する権限
- 二 次に掲げる法第 29 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する体制を整備すること。
 - イ 店舗の管理に関する業務その他の店舗販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために必要な規程の作成、店舗販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制
 - ロ 店舗販売業者が薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務を監督するために必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、店舗販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他の店舗販売業者の業務の適正を確保するための体制
- 三 次に掲げる法第 29 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する措置を講ずること。
 - イ 店舗販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと。
 - ロ 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること。
 - ハ 店舗販売業者が二以上の許可を受けている場合にあっては、当該許可を受けている全ての店舗において法第 29 条の 3 による法令遵守体制が確保されていることを確認するために必要な措置
 - ニ ハの場合であって、2 以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗販売業者(店舗販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員。以下この二において同じ。)を補佐する者を置くときは、次に掲げる措置
 - (1) 店舗販売業者を補佐する者が行う業務を明らかにすること。
 - (2) 店舗販売業者を補佐する者が 2 以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗管理者から必要な情報を収集し、当該情報を店舗販売業者に速やかに報告するとともに、当該店舗販売業者からの指示を受けて、店舗管理者に対して当該指示を伝達するための措置
 - (3) 店舗販売業者が二以上の店舗の法令遵守体制を確保するために店舗販売業者を補佐する者から必要な情報を収集し、店舗販売業者を補佐する者に対して必要な指示を行うための措置
 - ホ 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、かつ、第 146 条に規定する店舗販売業者の義務が履行されるために必要な措置
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、前号に規定する体制を実効的に機能させるために必要な措置

(定義)

第 2 条 この規程で「指針」とは、「一般用医薬品の適正販売等」を確保するための当社指針のことをいう。

② この規程で「手順書」とは、「一般用医薬品の適正販売等」を確保するための当社手順書のことをいう。

③ この規程で「責任役員^{※1}」とは、薬事に関する業務に責任を有する役員のことをいう。

《法 § 26②五》《6/25 ガイドライン p8》

責任役員^{※1}： 代表取締役は、必ず責任役員に就任する。当社における責任役員の氏名並びに役員毎の権限及び職務分掌は、当社内規程附則に記載する。

第二章 「適正に業務を遂行するための意思決定の仕組み」について

(業務上の意思決定を行う権限を有する者^{※2}・権限の範囲等)

第 3 条 当社において、業務上の意思決定を行う権限を有する者^{※2}は、次の通り。

業務上の意思決定を行う権限を有する者^{※2}： 定款の規定を必ず点検し、一致を図ること。【選択について】 (1) ~ (2) の中から、該当番号一つ選択し、該当番号に○印を施すこと。(1) ~ (2) に選択肢がないときは、(3) に記載。取締役会非設置会社の場合、(2) に加え、株主総会にも業務上の包括的意思決定権限《会社法 § 295①》があることとの認識を要する。

①	・ 取締役会 取締役会設置会社の場合《株式会社 会社法 § 362②一》
(2)	・ 取締役 取締役会非設置会社の場合《特例有限会社 会社法 § 348①》
(3)	・

参考 業務上の意思決定権限を有する者について：【上記 (1) 選択のケース】株式会社《業務の決定または業務執行の決定：会社法 § 348②、同法 § 362②一》では、3 人以上の取締役により構成される取締役会を設置しなければならない。【上記 (2) 選択のケース】特例有限会社 (2006 年/5/1 旧有限会社法は廃止) では、取締役が業務上の意思決定をおこなう。取締役は 1 人《会社法 § 331⑤対比》でもよく、この場合、その者が単独で業務の決定をし、業務の執行を行う《会社法 § 348①、同法 § 362②一》。取締役が 2 人以上いる場合、定款で別段の定めがないときは、業務の決定は取締役の過半数で行うのが原則。

② 前項の者は、次の権限を有する。(注意：第 1 項については、①の表記を省略。)

【選択について】 (4) ~ (6) の中から、該当番号を選択し (複数選択可)、該当番号に○印を施すこと。(4) ~ (6) 以外の他事記載は、(7) を利用。

④	・ 当社における業務上の意思決定を行う権限 (4) は、必ず選択すること。
⑤	・ 取締役の職務執行を監督する権限 上記 (1) 取締役会設置会社の場合《会社法 § 362②二》
⑥	・ 代表取締役の選定・解職 上記 (2) 取締役会非設置会社の場合《会社法 § 362②三》
(7)	・

参考 上記【(4) ~ (6) 全選択のケース】株式会社の取締役会の場合《会社法 § 362②》。取締役の職務執行を監督《会社法 § 362②二》については、業務執行取締役の職務には、従業員の指揮監督も含まれることから、上記監督の対象は、従業員による業務を含めて会社の業務全般である。【(4) のみ選択のケース】特例有限会社の場合、業務の執行は定款で別段の定めがない限り、各取締役が行うことが原則である。最高裁判例 (≒ 48. 5. 22) は、取締役会を構成する個々の取締役も、業務執行を監視する義務があるとする。取締役会非設置会社の取締役も同様とする判例がある (善管注意義務・忠実義務)。取締役会非設置会社では、(4) ~ (6) については、株主総会に権限があることとの認識を要する。

③ 第 1 項の者は、法定の重要事項を除き、業務の決定を各取締役に委任することができる。当該委任は、書面により行うよう努める。《取締役会非設置会社：会社法 § 348③》・《取締役会設置会社：会社法 § 362④》

④ 第 1 項の者が、業務上の意思決定を行う場合には、当社が国民の生命・健康に関わる医薬品を取り扱う事業者として、高い倫理観をもち、薬事に関する法令を遵守して業務を行う責務があるとの自覚に基づき、その実効性を高めることを基準として行う。前項により委任を受けた各取締役も同様である。

《手順書 § 5、法 § 29 の 3①二、規則 § 147 の 11 の 2①二、体制省令 § 2①六、同 § 2②》《6/25 ガイドライン P3 第 2-2 (1) ①》

⑤ 第 1 項の者による業務上の意思決定は、法令、定款、その他法人の内部規律^{※3}に掲げられた適正な手続きにより遂行されることを要する。《手順書 § 5②、法 § 29 の 3①二、規則 § 147 の 11 の 2①二、6/25 ガイドライン P3 第 2-2 (1) ①》

法人の内部規律^{※3}： 手順書を含む。

(随時の見直し)

第 4 条 前条の意思決定の仕組みについては、業務の監督の結果や法令の改正等に応じて、随時見直しを行うことを要する。《6/25 ガイドライン P4 第 2-2 (1) ①》

第三章 「意思決定に従い各役職員が適正に業務を遂行するための仕組み」について

(指揮命令権限を有する者)

第 5 条 当社において、第 3 条に掲げた業務上の意思決定に従い、当該業務の適正遂行につき、指揮命令権限を有する者^{※4}及びその者の有する権限は、附則に記載する通り。

指揮命令権限を有する者^{※4}： 定款の規定を必ず点検し、一致を図ること。

② 薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）の選任（補職）及び監督は、次の通り。

- (一) 取締役が1人の場合、その者は責任役員となる。
- (二) 取締役が2人以上の場合、代表取締役をおくときは、その者は常に責任役員となる。更に、他の取締役の中から、責任役員を選任（補職）することができる。
- (三) 取締役会設置会社の場合、取締役会は、責任役員に対する監督責任を負う。《規則 § 147 の 11 の 2①ニロ》
- (四) 取締役は、責任役員を監視する責任を負う。《規則 § 147 の 11 の 2①ニロ》

③ 業務が法令を遵守して適正に行われることを確保することを目的とした、役職員に対する指揮命令の方法及び役職員による業務遂行の手順は、次の通り。《規則 § 147 の 11 の 2①ニイ》

- (一) 当社が、取締役就任承諾者との間で、業務遂行上の委任契約を締結する場合、責任役員が主導して、指針・手順書・当社内規程内容の説明を行い、その理解を図る。指針・手順書^{※6}・社内規程の見直しを行ったとき及び定期（ 月ごと）にも同様に各々の説明を行い、その周知を図る。

手順書^{※6}：管理者の地位・権限・遵守事項、業務の適正確保に必要な人材の確保・配置、その他の業務の適正を確保するための規律を含む。《規則 § 147 の 11 の 2①ニハ》

- (二) 当社が、従業者（管理者^{※7}を含む。）との間で、雇用契約を締結する場合、責任役員が主導して、指針・手順書・当社内規程内容の説明を行い、その理解を図る。指針・手順書・社内規程の見直しを行ったとき及び定期（ 月ごと）にも同様に各々の説明を行い、その周知を図る。
- (三) 第一号の委任契約及び第二号の雇用契約に付随する法令遵守体制の確保に係る取締役及び管理者の職務事項（権限・義務等）の内容は、これを具体的に記載^{※8}した書面で行うよう努める。

管理者^{※7}：薬機法上の管理者（店舗管理者）を指す。具体的に記載^{※8}：例）店舗管理者として雇用した場合の権限・義務について：手順書に掲げられた店舗管理者の業務に関する権限を有し、義務を負うなど。なお、数店舗を経営している場合、数店舗間にまたがる権限・義務を負うエリアマネージャーを雇用するときは、その者に係る権限・義務を具体的に記載する。《6/25 ガイドライン P6 第 2-3 (1) 薬局開設者等が 2 以上の許可を受けている場合の必要な措置》を必ず参照の事。

- (四) 法令遵守体制確保の上での重要事項につき、役職員に対する指揮命令を行うときは、書面でその内容を明らかにし、これを役職員に交付するか、役職員が容易に閲覧可能なように掲示する。
- (五) 責任役員は、指針・手順書・当社内規程につき、定期（ 月ごと）に、内部研修を実施するとともに、役職員から法令等の遵守に関する業務の遂行状況についての報告を受ける。業務の遂行が、法令等に違背したまたはそのおそれが生じたときは、速やかに調査を実施し、是正措置を含む対策を講じるとともに、対策の内容を役職員に説明し、その周知を図る。《規則 § 147 の 11 の 2①ニイ》
- (六) 役職員から業務の遂行状況についての報告を受け、その他是正措置等を行った場合は、管理記録簿にその概要を記録し、これを保存する。《規則 § 147 の 11 の 2①ニイ》

（随時の見直し）

第 6 条 前条の適正に業務を遂行するための仕組みについては、業務の監督の結果や法令の改正等に応じて、随時見直しを行うことを要する。《6/25 ガイドライン P4 第 2-2 (1) ①》

第四章 社内規程の改定

第 7 条 店舗管理者及び責任役員が当社内規程の不具合に気付いたときには、速やかに店舗販売業者に意見を述べ、必要に応じて改定を行う。

附 則 (社内規程を変更したときは、新たに付則欄を設け、必要に応じ、施行日・責任役員の氏名・権限・職務分掌等につき記載すること。)

- 1 この社内規程は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 第5条第1項に定める、業務の適正遂行につき、指揮命令権限を有する者及びその権限は次の通り。責任役員である場合についても付記すること。(取締役の員数分だけ記載すること。)

役員の区別・責任役員	氏 名	権限 ^{※7} ・職務分掌
代表取締役（責任役員）		権 限：代表権限・業務執行権限 職務分掌：上記の通り。
取締役		権 限：業務執行権（代表権は無い。） 職務分掌：上記の通り。
取締役		権 限：業務執行権（代表権は無い。） 職務分掌：上記の通り。

参考

取締役会設置の有無	代表取締役の存否	役員の区別	権限・職務分掌
取締役会設置会社	代表取締役存在 (必置)	代表取締役	(原則) 代表権・業務執行権 《会社法 § 362③ 同法 § 363①一》
		取締役	(原則) 業務執行権

注) 権限・職務分掌欄の記載は、会社において職務分掌の定めをおかない場合の(原則)について表示したものである。これと異なる場合には、内部規律に適合した記載を行わなければならない。不明な点については、法律の専門家の指導を仰ぐこと。

会社法 参照条文

(取締役会の権限等) → 取締役設置会社

第 362 条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

② 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

一 取締役会設置会社の業務執行の決定

二 取締役の職務の執行の監督

三 代表取締役の選定及び解職

③ 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

(取締役会設置会社の取締役の権限) → 取締役設置会社

第 363 条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

一 代表取締役

二 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの

② 前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

(業務の執行) → 取締役会非設置設置会社

第 348 条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社(取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。)の業務を執行する。

② 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

様式第1号

令和 年 月 日

委任契約に付随する法令遵守体制の確保に係る確認書

【甲：委託者】 所在地

(店舗販売業者) 会社名

《責任役員》 代表取締役 ⑩

【乙：受託者】 住所

取締役 ⑩

- 一 甲は、乙に対して、法令遵守体制を確保するための当社社内規程第5条第3項第1号の定めに従い、当社における指針・手順書・社内規程内容の説明を行った。
- 二 乙は、甲から法令遵守体制を確保するための当社社内規程第5条第3項第1号の定めに従い、当社における指針・手順書・社内規程内容の説明を受け、これを理解した。
- 三 甲は、乙に対して指針・手順書・社内規程を遵守し、法令遵守体制を確保することを約し、乙は、甲が法令遵守体制を確保するために行う業務執行に従うことを約し、もって、甲と乙が協力して法令遵守体制を確保して業務執行を行うよう努める。
- 四、乙の職務事項（権限・義務等）の内容は、指針・手順書・社内規程に従う。社内規程第3条第3項に従い業務の決定を乙に委任するとき、その他、乙に特別の権限を付与し、義務を負担させるときは、その具体的内容を書面により示すよう努める。

【確認書の省略】・委任契約の申込者側である代表取締役（甲）が、同契約における承諾者（乙）でもある場合、甲は法令遵守体制を確保するために主導的役割を果たすべき法令上の地位にあり、当該確認書内容を熟知していることから、当該確認書への署名を省略する。

《注意：取締役の人数分作成のこと》

雇用契約に付随する法令遵守体制の確保に係る確認書

【甲：雇用者】 所在地

(店舗販売業者) 会社名

《責任役員》 代表取締役

⑩

【乙：被雇用者】 住所

《登録販売者》 氏名

⑩

- 一 甲は、乙に対して、法令遵守体制を確保するための当社社内規程第5条第3項第2号の定めに従い、当社における指針・手順書・社内規程内容の説明を行った。
- 二 乙は、甲から法令遵守体制を確保するための当社社内規程第5条第3項第2号の定めに従い、当社における指針・手順書・社内規程内容の説明を受け、これを理解した。
- 三 甲は、乙に対して指針・手順書・社内規程を遵守し、法令遵守体制を確保することを約し、乙は、甲が法令遵守体制を確保するために行う業務執行に従うことを約し、もって、甲と乙が協力して法令遵守体制を確保して業務執行を行うよう努める。
- 四、乙の職務事項（権限・義務等）の内容は、指針・手順書・社内規程に従う。乙に業務上特別の権限を付与し、義務を負担させるときは、その具体的内容を書面により示すよう努める。

【確認書の省略】・雇用契約の申込者側である代表取締役（甲）が、同契約における承諾者（乙）でもある場合、甲は法令遵守体制を確保するために主導的役割を果たすべき法令上の地位にあり、当該確認書内容を熟知していることから、当該確認書への署名を省略する。

《注意：雇用する薬剤師・登録販売者の人数分作成のこと》

当社内規程モデルを使用する場合の注意（当該文書は参考記録です。社内規程を構成しません。）

- ・改正薬機法（令和3年8月1日施行）は、店舗販売業者に遵守体制整備義務を課しています。この義務は、店舗販売業としての企業規模に係わりません。但し、当社内規程モデルは、店舗販売業を小規模の法人形態で営業する企業を念頭においたものです。
- ・店舗販売業を法人形態で営業する場合、薬機法の規律に加えて、会社法の規律にも服する必要があります。指針・手順書の法人企業対応版と、当社内規程モデルを併用されますようお願いいたします。

会社法参考条文（抜粋）について：次の会社法（平成17年法律第86号）条文は、当社内規程の理解のために、会社法規定の一部を抜粋したものです。詳細には、次のURLでの検索をお願い致します。<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417AC0000000086>

【会社法（平成17年法律第86号）抜粋】

第一編 総則

第一章 通則

（趣旨）

第1条 会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

七 取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。

（法人格）

第3条 会社は、法人とする。

（住所）

第4条 会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

（物品の販売等を目的とする店舗の使用人）

第15条 物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。以下この条において同じ。）を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

第四章 機関

第一節 株主総会及び種類株主総会

第一款 株主総会

（株主総会の権限）

第295条 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

② 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

③ この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

第四節 取締役

（業務の執行）

第348条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

② 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

③ 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができない。

一 支配人の選任及び解任

二 支店の設置、移転及び廃止

三 第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場合を含む。）に掲げる事項

四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

五 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

（株式会社の代表）

第349条 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

② 前項本文の取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。

③ 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

④ 代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

⑤ 前項の権限に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(忠実義務)

第 355 条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

(取締役会の権限等)

第 362 条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

- ② 取締役会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
 - 二 取締役の職務の執行の監督
 - 三 代表取締役の選定及び解職
- ③ 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
- ④ 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
 - 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 七 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

(取締役会設置会社の取締役の権限)

第 363 条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

- 一 代表取締役
 - 二 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの
- ② 前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。

第二款 運営

(招集権者)

第 366 条 取締役会は、各取締役が招集する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。

- ② 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた取締役（以下この章において「招集権者」という。）以外の取締役は、招集権者に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。
- ③ 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした取締役は、取締役会を招集することができる。

(招集手続)

第 368 条 取締役会を招集する者は、取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各取締役（監査役設置会社にあっては、各取締役及び各監査役）に対してその通知を発しなければならない。

- ② 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役（監査役設置会社にあっては、取締役及び監査役）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第 369 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

- ② 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
- ③ 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- ④ 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- ⑤ 取締役会の決議に参加した取締役であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(取締役会の決議の省略)

第 370 条 取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあっては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

【参考にした資料・文献】

1. 薬生発 0625 第 14 号 令和 3 年 6 月 25 日「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」
2. 事務連絡令和 3 年 6 月 25 日「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドラインに関する質疑応答集（Q & A）」について
3. 実務解説薬機法 堀尾貴将 著 商事法務 発行
4. 会社法【第 3 版】田中亘 著 東京大学出版会 発行
5. 図解・会社法のしくみ 中島 成 著 日本実業出版社 発行
6. 持分会社・特例有限会社の制度・組織変更と税務 藤田英人編 中央経済社 発行
7. 特例有限会社の実務 根田正樹・坂田純一 著 ぎょうせい 発行